

◆教育改革関連3法が成立

幼稚園が学校種の規定の先頭に 教員免許更新制、平成21年度から

6月20日（水）、参議院本会議において、教育改革関連3法（学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の改正法案が可決・成立しました。

学校教育法の改正では、学校種の規定順が改められ幼稚園が最初に規定されることとなり、本連合会の運動が実を結びました。また、副園長、主幹教諭等の新しい役職の設置、学校評価及び情報提供に関する規定等が定められました。

教育職員免許法の関係では、10年間の有効期間を定めた教員免許更新制が平成21年度から導入されることが規定され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の責任体制の明確化、私立学校に関する教育行政等が規定されました。

今後、関連の施行令、施行規則等が整備され、免許更新の具体的な方法等が規定されていく見通しです。なお、教育改革関連3法の施行日は、項目により、公布日から6カ月以内、平成20年4月1日、平成21年4月1日となっています。